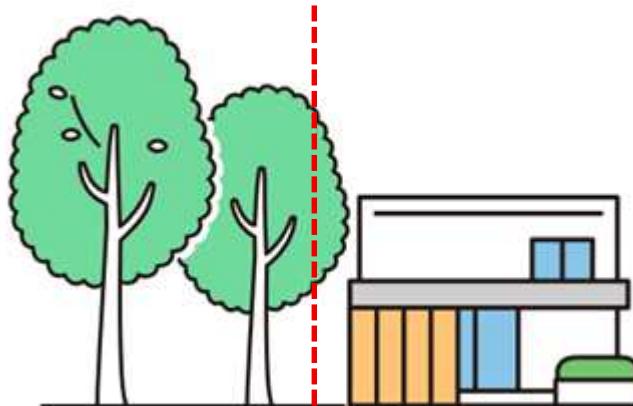


隣の庭から木の枝が敷地に入ってきたときは



木の枝がご自宅などの敷地に侵入してくることは、たいへん不快で迷惑なものです。原則は所有者が切り取る必要がありますが、状況によっては、自分で切り取ることができます。Q&Aにまとめましたので、ご確認ください。(民法第233条などの規定が根拠になります。)

Q1 隣の庭の木が、自宅の敷地に入ってきたました。どうすればよいですか？

A1 木の所有者に枝の切除を書面等で依頼してください。

ただし、依頼しても、所有者が対応せず相当な期間(基本的には2週間程度)経過したときは、敷地に侵入してきた枝の部分をご自身で切除することができます。

Q2 所有者が分からない場合は、どうすればよいですか？

A2 所有者の所在が登記簿等で調べても分からないときは、A1 のようにご自身で切除することができます。

Q3 台風の接近により、枝が折れ落下する危険が迫ってきていますが、所有者に依頼する時間や、所有者を調査する時間がありません。どうすればよいですか。

A3 急迫の事情があるときは、A1 のようにご自身で切除することができます。

Q4 切除にかかる費用は所有者に請求することができますか。

A4 所有者が判明している場合は、所有者に請求することができると考えられます。

Q5 切った枝はどうすればよいですか。

A5 切り取った枝の所有権を取得するため、自由に処分することができます。不要なら剪定ゴミとして、処分してください。

Q6 切った枝は、隣家に置いておいてもよいですか？

A6 不法投棄になるおそれがあるため、剪定ゴミとして、処分してください。

Q7 剪定ゴミはどのように出せばよいですか？

A7 越前市の場合は、5センチ角、長さを50センチ以内に切って、紐で縛って束にするか、燃やせるごみの指定袋に入れて、ごみステーションに出してください。(大量に出た場合は、5センチ角、長さを50センチ以内に切って、直接エコクリーンセンター南越に持ち込んでください。)

Q8 市が代わって切ることはできますか？

A8 市が代わりに枝を切除することはできません。

枝の侵入は、民事(相隣関係)の問題です。当事者同士での話し合いによる解決や、法律に基づく解決をお願いします。

ただし、所有者が何ら対応を行わないときや、周囲の建物に被害が及ぶおそれがあるときは、市が、空家等対策特別措置法の規定によって、「管理不全空家等」の認定を行い、行政処分を行う場合があります。

Q9 市は何をしますか？

A9 市も現地調査を行い、空家の所有者に改善を促すため、文書で指導を行います。

Q10 法律的な相談はどこで行えますか。

A10 弁護士にご相談ください。

無料の法律相談も開催されています。ホームページで確認できますので、「越前市 無料弁護士相談」で検索してください。

参考:編・著者名:総務省民事局総務課長(前同局民事第二課長) 村松秀樹、総務省大臣官房参事官 大谷太
Q&A 令和3年改正民法・改正不登法・相続土地国庫帰属法」、一般社団法人 金融財政事情研究会、2022年、49頁~51頁

問合先 越前市役所 建築住宅課
電話 0778-22-3074